

令和2年かすみがうら市教育委員会5月定例会 会議次第

日時 令和2年5月20日(水)
午後2時～
場所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第12号 かすみがうら市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 報告第4号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)について
- (3) 報告第5号 かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について
- (4) 報告第6号 かすみがうら市図書館協議会委員の解任及び任命について
- (5) 議案第13号 議案に係る意見聴取について
・令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第5号)について

5 その他

- (1) 休業中の小学校における児童受入れについて
- (2) 学校教育活動の再開について
- (3) その他

・教育委員会研修会

テーマ 「新型コロナウイルス感染症対策に対応した子供たちの学びを保障する仕組みづくり」

講師 教育長職務代理者 田澤高保氏

6 閉会

令和2年かすみがうら市教育委員会5月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和2年5月20日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時08分
- 2 開催場所 霞ヶ浦庁舎 大会議室
- 3 出席委員 教育長 大山 隆 雄
委員 田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委員 中 島 和 彦
委員 坂 本 雅 子
委員 梶 本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 田 崎 守 一
学校教育課長 岩 井 雄一郎
生涯学習課長 仲 澤 勤
スポーツ振興課長 齋 藤 明
教育指導室 指導主事 鈴 木 亮 範
学校教育課 課長補佐 永 田 昌 之 (書記)
学校教育課 総務担当係長 江後田 忍 (書記)
- 6 議題
 - (1) 議案第12号 かすみがうら市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
 - (2) 報告第4号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)について
 - (3) 報告第5号 かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について
 - (4) 報告第6号 かすみがうら市図書館協議会委員の解任及び任命について
 - (5) 議案第13号 議案に係る意見聴取について
・令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第5号)について
- 7 その他
 - (1) 休業中の小学校における児童受入れについて

(2) 学校教育活動の再開について

(3) その他

・教育委員会研修会 **別紙2**のとおり

テーマ 「新型コロナウイルス感染症対策に対応した子供たちの学びを保障
する仕組みづくり」

講 師 教育長職務代理者 田 澤 高 保 氏

8 傍聴者 なし

9 会議の概要 **別紙1**のとおり

開会 午後2時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願いいたします。
- 教育長** それでは、今日は、4名の委員が出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和2年かすみがうら市教育委員会5月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました4月定例会の会議録について、この場で訂正内容について確認させていただきたいと思いますので、訂正等がございましたら、よろしくお願いいたします。
- (「特になし」の声あり)
- 教育長** それでは、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。
- (資料に基づき5～6月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。
- (「特になし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
無いようでしたら、議事に入ります。
議案第12号「かすみがうら市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。
- 学校教育課長** 資料3ページをご覧ください。
議案第12号「かすみがうら市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について」令和2年5月20日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。
次の4ページ下段の新旧対照表をご覧ください。
この規則の上位法であります「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことから、本市規則につきましても題名を改正するものでご

ございます。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第12号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。
次に、報告第4号「令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。
教育部長より、説明をお願いいたします。

教 育 部 長 6ページをご覧ください。
報告第4号「令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について」令和2年5月20日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を緊急に編成し、令和2年5月14日開会のかすみがうら市議会第1回臨時会において、可決されました。
つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。
7ページをご覧ください。
こちらは、歳出の総括表となっております。
10款の教育費ですが、1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費を合計した補正額3,426万9千円を加えまして合計が24億3,352万9千円となっております。
詳細につきましては、担当課からご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 8ページをご覧ください。
学校教育課の補正予算について、ご説明いたします。
10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興対策費、04教育指導事業（政策）の消耗品費172万円でございます。
茨城県では、新型コロナウイルス感染症対策での臨時休業期間中における家庭学習の支援といたしまして、「いばらきオンラインスタディ」という動画を配信しております。
この動画視聴のため、各小中学校において、インターネット利用環境及びDVDプレーヤーが無い家庭の調査を実施した結果、ともに視聴することができないと回答された家庭が97件ございました。

また、無回答の家庭もありましたことから、13台の予備機を追加し、DVDプレーヤーを合計110台準備するものでございます。

この機器を各家庭に貸し出しを行い、動画による家庭学習支援を行う予定でございます。

次に、9ページをご覧ください。

32臨時休業支援給付金事業（政策）、3,205万4千円でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策としての小中学校臨時休業に伴い、市内に在住する児童生徒の家庭生活を支援し、保護者の負担軽減を図るため、給付金を児童生徒一人当たり1万円支給するものでございます。

予算額といたしまして、給付に係る通信運搬費の郵送料71万3千円、銀行等への振込手数料34万1千円、市内児童生徒への臨時休業支援給付金3,100万円を計上したものでございます。

次に、2項小学校費、1目小学校管理費、06小学校施設維持管理事業、11手数料33万円につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業時において、各家庭と連絡をとるにあたり電話回線を6回線増設するものです。

3項中学校費、1目中学校管理費、04中学施設維持管理事業、11手数料16万5千円につきましても、小学校と同様に電話回線を3回線増設するものです。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

委 員 給付金を一人当たり1万円としていますが、具体的にどのように使っていただくことを想定したものなのか、ご説明願います。

学校教育課長 3月から学校給食を食べてない状況が続いており、家庭での食費に係る負担が増えていることを考慮し、市内に在住する児童生徒へ1万円ずつ給付するものです。

教 育 長 他にございますか。

委 員 DVDプレーヤーを貸し出すとの説明がありましたが、1台当たりの価格はどの程度なのでしょうか。

学校教育課長 1台当たり1万5,636円でございます。画面付きでテレビが無くても観ることができるものです。

教 育 長 他にございますか。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第4号については、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、報告第4号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第5号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室指導主事

10ページをご覧ください。
報告第5号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」令和2年5月20日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市教科指導委員設置要項第2条の規定により、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。
つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めます。
教科指導委員とは、市内教職員の中で特に指導力に優れた方に委嘱するものでございます。
役割といたしましては、年1回の計画訪問での指導及び市の教育論文の審査等を行っていただいております。
解嘱した者は4名で、解嘱日が令和2年3月31日、人事異動による解嘱でございます。
委嘱した者は同じく4名で、委嘱日が令和2年4月1日、任期につきましては前任者の残任期間となっており、令和3年5月31日までとなっております。
説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、報告第5号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、報告第5号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第6号「かすみがうら市図書館協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

資料11ページをご覧ください。
報告第6号「かすみがうら市図書館協議会委員の解任及び任命について」令和2年5月20日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市図書館協議会委員の解任及び任命について、かすみがうら市図書館条例第16条第3項規定に基づき、下記のとおり解任及び任命しました。
つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規

則第3条の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

図書館協議会とは、図書館法第14条の規定に基づき地方公共団体が設置いたします図書館の運営に関し、館長の諮問に基づき答申を行う機関でございます。

また、図書館が提供するサービスについても意見を述べることのできる機関となっております。

解任した者は3名で、解任日が令和2年3月31日、人事異動による解任でございます。

新たに任命した者は同じく3名で、任命日が令和2年4月1日、任期につきましては前任者の残任期間となっております、令和3年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第6号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第6号については、報告のとおり承認されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。事務局から議題1件を追加したいとの申し出がありました。
本日の議題に追加してよろしいかお伺いいたします。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。
それでは、追加議題を配付願います。

（追加議題を配付）

教 育 長 それでは、議案第13号「議案に係る意見聴取について（令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について）」を議題といたします。
教育部長より、説明をお願いいたします。

教 育 部 長 追加議案、表紙をめくりまして1ページをご覧ください。
議案第13号「議案に係る意見聴取について」令和2年5月20日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分）を令和2年かすみがうら市議会第2回定例会へ付議するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

議案名称は、「令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）」
となっております。

次に、3ページをご覧ください。

こちらは、歳入の総括表となっております。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは、歳出の総括表となっております。

10款の教育費ですが、2項の小学校費、3項の中学校費を合計した補
正額98万6千円を加えまして合計が24億3,451万5千円となって
おります。

内容は、学校臨時休業対策費でございまして、詳細につきましては、担
当課からご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長

6ページをご覧ください。

上から2つ目の表、10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、
右端の説明欄、09小学校給食管理運営事業66万1千円、次の表、3項
中学校費、07中学校給食管理運営事業32万5千円の学校臨時休業対策
費負担金につきましては、令和元年度中（令和2年3月）の新型コロナウ
イルス感染症対策での臨時休業に伴い、学校給食停止時の米飯、パン、麺
の加工賃を公益財団法人茨城県学校給食会の請求により市で負担をする
ものでございます。

また、この負担金に対しましては、歳入がでございます。

4ページをご覧ください。

下から2番目の表、21款諸収入、5項雑入、7目雑入、右端の説明欄、
二つ目の学校臨時休業対策費補助金73万9千円でございます。

こちらは、文部科学省から全国学校給食会連合会を通しての歳入でござ
いまして、補助率は4分の3となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたし
ます。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第13号については、ご意見ございませ
んか。

（「意見なし」の声あり）

教 育 長

ご意見なしと認めます。

よって、議案第13号については、「意見なし」と回答させていただきます。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

学校教育課長

（学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

生涯学習課長

（生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

- スポーツ振興課長** (スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- 教育指導室指導主事** (学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- 生涯学習課長** (歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- (霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- (千代田中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- (下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- (図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)
- 教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いします。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教 育 長** 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
 それでは、休業中の小学校における児童受入れについて、説明をお願いします。
 事務局、学校教育課より、説明をお願いします。
- 学校教育課長** お配りいたしました「臨時休業中の受入児童数(市立各小学校)」をご覧いただきたいと思います。
 今年度に入り受入児童数が最多となった日が4月10日の321人、最小となった日が4月30日の155人となっており、今月に入ってから、200人前後を推移している状況でございます。
 今後の受け入れにつきましては、児童館が15時からとなっておりますので継続する予定でございます。
 説明は以上でございます。
- 教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いします。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教 育 長** 続いて、学校教育活動の再開について、説明をお願いします。
 事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いします。
- 教育指導室指導主事** それでは、本市の学校教育活動の再開について説明させていただきます。
 今回の本市の臨時休業については、4月24日に茨城県教育委員会からの要請を受けたものであり、当初は5月31日までの予定でございました。

た。

その後、新型コロナウイルスの感染が徐々に抑制され、茨城県は5月8日に「コロナ対策指針の基本的な考え方」を発表し、感染状況を stage 毎に表しております。

5月8日時点での感染などの状況は、stage 2に当たるものでしたが、学校の対策は stage 4に即したものであり、段階的に学校の休業要請を緩和していくという方針が発表されました。

その後、5月14日には、茨城県の緊急事態宣言が解除され、翌15日には、茨城県教育委員会より、各市町村においても今週より stage 3の対策が求められました。

同日、本市においては、市臨時校長会を開催し、学校の実態に応じて開始日は異なりますが、今週からの分散登校を決定したところでございます。

児童生徒は、今週は1回、来週は2回、それぞれ分散登校を実施いたします。

また、6月以降の登校については、現在のところ、第1週目は週に2回の分散登校を考えておりますが、8日からは、通常登校の開始も考えております。茨城県は5月22日の金曜日に新たな stage への移行について判断する予定になっており、その判断によっては、本市におきましても、通常登校開始日の前倒しも視野に入れていく必要があると考えております。

なお、年間の予定ですが、夏季休業や冬季休業の期間に、授業を実施することで、学習指導要領で提示されている授業時数を確保し、学習を保障していく予定でございます。

また、15分単位の短い時間を、数日間継続して行う「モジュール学習」の実施も念頭に入れております。学校教育課教育指導室の試案では、授業時数の確保が困難な中学校3年生においても、授業時数を確保できる予定でございます。

ただし、授業時数の確保については、学校行事の精選なども必要になります。現在のところ、いくつかのものが学校長会の判断により決まっております。

主なものとしたしましては、中学校の修学旅行は秋へ延期する予定となっております。小学校遠足及び校外学習並びに宿泊学習も秋へ延期予定です。

市内の小学校陸上記録会及び音楽会につきましては、本年度は実施しないことに決定いたしました。

全国中学校体育大会、関東中学校体育大会、県民総体中学校の部の中止決定を受け、残念ながら本市中学校総合体育大会におきましても中止となりました。

中学校体育祭は、9月5日へ延期しております。

小学校運動会は、11月7日へ延期しております。

教育委員会の計画訪問は簡素化し、作成資料の簡略化や時間の短縮を図って実施する予定でございます。

次に、「かすみがうら市分散登校ガイドライン」をご覧ください。

こちらは、教育委員会の試案として、学校側へ提示しているものです。学校によって状況が異なるため、ガイドラインのとおりにはいかない場合もありますが、子供たちがより安全に分散登校及び通常登校を迎えられるように最善の策を練っております。

また、新型コロナウイルスの感染の状況、国や茨城県の動向、児童生徒の安全の確保及びストレスの緩和などを視野に入れながら、今後も学校生活について検討を継続していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いします。

委 員 児童生徒が「バスに乗るときには、必ず手指消毒をする」とありますが、乗降口付近に消毒液を備え付けるのですか。

学校教育課長 全てのバスにアルコール消毒液を配備いたしました。

委 員 バス会社には運行が終了後、毎回消毒をするよう指導していますか。

学校教育課長 バス会社には運行の都度、清掃・消毒を実施するよう指示しております。

委 員 「授業は、1学級20人程度で行うようにする」と記載がありますが、先月、2年生までは3クラス、3年生になると2クラスになり、密な状況になるので、学校再開前に各校内の状況を確認したうえで対応してもらいたいと述べたと思いますが、具体的にどのように実施するのか教えていただけますか。

教育指導室指導主事 資料の「分散登校の状況について」をご覧ください。
霞ヶ浦北小学校を例にして説明させていただきます。
霞ヶ浦北小学校では、地区別の分散登校を行っていきまして5月21日はAグループ、22日はBグループの登校となっており、分散登校中はクラス内の人数が半分になるよう工夫をしております。
また、下稲吉中学校におきましては、5月20日は3年生全員が登校しておりますが、クラスを半分に分けて登校していない学年の空き教室を利用し授業を行っている様子が確認できました。
このようにクラスの3密を避ける工夫をしております。

委 員 6月に入り通常登校になったときは、「密」の状態で行うことになるのですか。

教育指導室指導主事 県が stage 1 を判断した際には、通常の配置に戻りますが、休み時間の換気や体育、音楽、家庭科の授業に関しましては、単元を入れ替えて、できるだけ子供たちの接触がない学習活動から始めたいと考えております。

委 員 教育指導室は、授業が始まったときに学校に行って現場はどのような状況なのかを確認してもらいたいと思います。
また、夏休み中に授業を行うことを考えているようですが、8月末日までに不足している授業時数が確保できるということですか。

教育指導室指導主事 夏休み中の授業だけでは標準時数を確保することは困難であるため、冬休み中の授業も含めて標準時数を満たすように試算しております。

委 員 特に中学3年生は難しいと思います。現場の声を聞き、県立高校の入試問題については、1月までの内容にする又は2学期までの内容にする等の申し入れをしても良いのではないかと思います。地方から声を挙げて3年生を少しでも助けていただきたいと思います。

- 教 育 長** 地方の声を受け入れてもらえるよう働きかけをしていきたいと思ひます。
また、中学校の卒業式も県立高校の合格発表に合わせて例年より先送りすることはできないかという声も出ておりますので、併せて要望していきたいと思ひます。
- 委 員** 分散登校についてですが、学校により登校時間と下校時間に差があり、学校滞在時間も異なっていますが、何か意図があつてのことなのか。
- 教育指導室指導主事** 学校の規模やスクールバスの関係により違いがあります。霞ヶ浦南小及び霞ヶ浦北小は、スクールバスをピストン輸送で運行しており、一律に同じ時間での登下校が困難な状況でございました。
6月以降については、その点も配慮し検討していきたいと思ひます。
- 教 育 長** 他にございますか。
- 委 員** 学校行事について、はっきりと「中止」や「実施しない」とされているもの以外は「実施する」又は「延期する」ということで検討しているのでしょうか。
- 教育指導室指導主事** 記載がないものについては、検討中でございます。
- 委 員** 現時点で期日を指定して「延期」したものは、状況に応じて校長会で判断をするという認識でよいのでしょうか。
- 教 育 長** 校長会の中では、全員参加する行事については、できるだけ実施の方向で考えております。
しかし、コロナウイルスの感染状況によりますが、第2波、第3波が発生することがあれば、中止になる可能性も十分にあり得ると考えられます。
- 委 員** 体育祭や運動会を実施するにあつても、応援席などは「密」になることが考えられますので、今後、検討をしていただきたいと思ひます。
また、「コロナウイルス感染に対する不安があり登校せず、出席停止措置の児童生徒に対して、電話やメール等で確実に連絡を取り合う」と記載がありますが、出席停止扱いとなる期間について目安は示されているのでしょうか。
- 教 育 長** 県からの指導もあるかと思ひますが、状況によっては遡って出席停止や欠席などの修正を行うことも考えられます。
生徒たちの進学において、不利益となることのないように対応していきたいと思ひます。
- 委 員** 本当に心配という状況が長く続いたことによって「学校に行かなくても大丈夫」という考えにならないよう、心のケアも継続していただきたいと思ひます。
- 教 育 長** 他にございますか。
- 委 員** 家庭学習で勉強した部分は、学校でも補ってもらえるのでしょうか。学

校によって対応が異なるのでしょうか。

教育指導室指導主事

学び直しは必要だと考えておりますので、家庭学習をしたからその部分は終わりではなく、学校でも復習から始めていきたいと思えます。

教 育 長

続いて、その他報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思えます。次回の教育委員会6月定例会は、令和2年6月23日火曜日午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会5月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局

起立、礼。

閉会 午後3時08分

別紙2

■教育委員会研修会

テーマ 「新型コロナウイルス感染症対策に対応した子供たちの学びを保障する仕組みづくり」

講師 教育長職務代理者 田澤高保氏

■内容

児童生徒が自宅でリモート授業を行う場合の参考事例として、自ら撮影した動画を用いてながら研修会が行われました。

- ・再び感染が広がり学校が臨時休業となった場合、子供たちの学びをどのように保障したら良いのか。
- ・校長会、教育研究会の運営を見直し、特に教科指導委員など「技術を持った教職員」、「指導力に優れた教職員」に試案を提示してもらい実行することが重要。
- ・オンライン授業に慣れることで、臨時休業となっても円滑に家庭で学習が進められるようにしたい。
- ・いまだかつてない状況に英知を結集し、それに備えておくことが必要。
- ・複数の児童生徒との通信となるため、質問等がある場合どのように対応するか。
- ・インターネット利用環境が整っていない家庭がある。
- ・インターネット利用環境を整えることにより、家庭の負担が増える（工事費・月額料金・通信料等が発生）

■方策

- ・インターネット等を活用しリモート授業の実現（例：zoomを活用）
 - 各家庭に1人1台の端末を配備。（現在、配備に向け調整中）
 - 自宅でも学校と類似した授業ができる。
 - 生活が規則正しくなる。
- ・インターネット利用環境が整っていない家庭への対応
 - 学校へ登校し、パソコン室でオンライン授業を受ける。
 - DVDプレーヤーを貸し出し、授業内容を記録したDVDを配付。
 - 授業内容を記録したUSBを配付。（DVDと同様に学習）
- ・授業に対して児童生徒から先生へ質問がある場合
 - 質問ができる人を数名程度指定しながら、質問できる環境を整える。
 - LINEを使用して質問する。